

県民税株式等譲渡所得割（県税）

特定口座内（源泉徴収を選択したものに限りです。）での上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社を通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

※平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益に対しては、株式譲渡所得割が課税されています。

（※）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払いを受ける上場株式等の譲渡益については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町村に対し交付されます。

平成26年1月1日から、非課税措置としてNISA（少額投資非課税制度）が適用されています。

NISA（少額投資非課税制度）とは、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に、年間120万円（平成27年分以前は100万円）を上限として非課税口座で取得した上場株式や株式投資信託などに係る配当や譲渡益について、最長5年間非課税となる制度です。

また、平成28年4月1日から、20歳未満を対象とするジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）が年間80万円を上限として創設されています。